

監 査 委 員 公 表 第 1 2 号  
令和4年（2022年）12月27日

先に実施した定期監査について、監査の結果報告に基づき措置を講じた旨の通知が市長等からありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土 田 茂 博

柏崎市監査委員 内 山 万寿男

柏崎市監査委員 若 井 恵 子

定期監査結果に基づく措置

令和4年(2022年)11月29日監査委員公表 第11号 結果報告分

被監査部課

子ども未来部 保育課(含 保育園)

## 契約事務

監査対象	行政財産目的外使用料の徴収事務 (令和3(2021)年度新規・更新分5件)
指摘事項	納入通知書の発行遅延により、納期限が規定どおりでない。(4件)
措置状況	令和3(2021)年度の行政財産目的外使用料において、事務処理 手続の失念により、納入通知書の発行が遅れ、規定どおりの納期限にし なかつたものです。 今後は、業務予定に組み込むことで複数人での確認を徹底するととも に、速やかに業務を執行するよう担当者を含め職員に指示しました。